

秋田県後期高齢者医療広域連合告示第12号

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料特別返還金支給要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年6月29日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 沼 谷 純

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料特別返還金支給要綱の一部を改正する要綱

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料特別返還金支給要綱（平成30年秋田県後期高齢者医療広域連合告示第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「平成33年3月31日までに申請があったものに対して行うものである。」を「通知が被保険者又は相続人に到着した日の翌日から2年を経過するまでに申請があったものに対して行うものとする。」に改める。

相続人代表者指定届出書（様式第1号）、秋田県後期高齢者医療保険料特別返還金支給申請書（様式第2号）の押印欄を削除する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。